

八雲町立山崎小学校いじめ問題等防止対策基本方針

平成26年3月31日制定
令和2年4月3日改訂

1 いじめの定義

本校におけるいじめの定義とは次のものをいう。

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめに対する本校の基本的姿勢

- (1) いじめは、いかなる理由があろうとも絶対に許されることではない。
- (2) いじめは、「どの学校・どの学級でも起こりうるもの」であり、いじめの問題に「まったく関係ない」ですむ児童はいない。
- (3) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。
- (4) いじめの未然防止のために、児童一人一人の自己有用感や思いやりの心を育てる教育活動を推進する。
- (5) いじめの早期発見のための取組の充実を図る。
- (6) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を確保すると共に、家庭及び各関係機関と協力しながら毅然とした指導に当たる。

3 いじめ防止対策に関する基本的な取組

- (1) いじめの未然防止に向けた取組
 - ①自己有用感を育てる教育活動の推進
 - ・毎日の授業改善に努め、どの子にも「分かった」「できた」と実感させる教育活動を行う。
 - ・小規模校の特性を生かし、どの子にも活躍の場が保障され、自己実現を図ることができる教育活動に努める。
 - ②思いやりの心を育てる教育活動の推進
 - ・道徳教育の重点指導項目として「思いやり」を設定し、学校の教育活動全体を通して指導する。
 - ・道徳教育の推進のために、道徳の時間の授業改善や授業研究を行いその充実を図る。
- (2) いじめの早期発見に向けた取組
 - ①いじめ実態把握アンケート調査の充実
 - ・いじめに関するアンケートを年2回（北海道全体の取組）行い、全教職員でその分析を行う。
アンケートの実施月 6月及び11月
 - ②実態把握のための教育相談の充実
 - ・気になる子どもの様子に応じた教育相談の実施：随時行う。
 - ③的確な児童理解の推進
 - ・職員朝会で、毎回、児童の様子を交流し、児童理解を深める。（生徒事例研修）
 - ・「子ども理解支援ツールほっと」を活用した児童理解を行う。
 - ④家庭・地域との連携の充実
 - ・学校は学校通信などを通じて「いじめ防止対策」に対する考え方を家庭・地域に説明する。
 - ・担任は保護者に対し学級懇談や学級通信を通じて「いじめ」に対する共通理解を図る。
 - ・子どもの欠席や学校でのけがについては丁寧に保護者に連絡し、理解と信頼関係を築くよう配慮する。
 - ⑤ネットパトロールの充実
 - ・毎月インターネットのパトロールを実施し、不適切な書き込みなどの把握に努める。
- (3) いじめの早期解決に向けた取組
 - ①いじめ問題を発見したときは、個人で判断したり学級担任が抱え込んだりすることなく、速やかに校長に報告し、校長以下全ての教員の参画のもと対応を協議し、的確な役割分担をして解決に

あたる。

- ②いじめ問題を発見したときは、速やかに被害児童及び加害児童に教育相談を行い情報収集と事実確認に努める。
- ③いじめの認知が考えられるときは、被害児童の心身の安全の確保を最優先事項として対応にあたる。
- ④上記③を実現するために、校長が認めた場合には、加害児童の出席停止など緊急かつ必要な措置を講ずる。
- ⑤いじめを認知した場合には、学校は速やかに教育委員会に報告をすると共に、「校内いじめ問題等防止対策委員会」を招集し解決に向けた対応を協議するなど、学校内だけで問題を解決しない。
- ⑥いじめを認知した場合には、必要に応じて「八雲町いじめ防止対策協議会」や外部専門家チームなど関係機関と協力して解決にあたる。

(4) いじめの早期解決に向けた指導

- ①いじている児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
- ②傍観者の児童に対して、いじているのと同様であることを伝え、毅然とした指導を行う。
- ③いじめられている児童に対しては、心の傷を癒すために必要に応じてカウンセラーなどと協力を図り指導を進める。
- ④家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組の情報を伝えると共に家庭での様子を聞き取り指導に生かす。
- ⑤必要に応じて保護者にも適切な指導や助言を行う。
- ⑥加害児童に対して、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるよう指導する。

(5) いじめの解消について

- ①いじめ解消の判断基準は「3か月以上の長期にわたっていじめにかかる行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」とし、学校や保護者、校内いじめ問題等防止対策委員会など、集団で判断する。
- ②解消したと判断した後も再発する可能性を踏まえ、被害児童、加害児童について日常的に注意深く観察する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 指導・保健部

- ①生徒指導全体を統括し、「未然防止」「早期発見」「早期解決」を推進する。
- ②生徒指導全体計画（いじめ防止対策基本計画）の策定…未然防止
- ③いじめアンケートの計画実施…早期発見
- ④教育相談の計画実施…早期発見
- ⑤児童理解支援ツールほっとの実施…早期発見
- ⑥生徒指導事例研の計画実施…早期発見
- ⑦ネットパトロールの計画実施…早期発見
- ⑦生徒指導会議の召集実施…早期解決
- ⑧校内いじめ問題等対策委員会の実施…早期解決

(2) 教務・研究部（道徳教育推進教諭）

- ①道徳教育全体計画の策定…未然防止
- ②道徳教育指導計画の策定…未然防止
- ③道徳の時間の充実…未然防止
- ④道徳の時間についての研修…未然防止

(3) 校内いじめ問題等防止対策委員会

- ①目的 校内外におけるいじめ等に関する基本的施策を組織的に講ずることで、①いじめ等の問題の未然防止、②適切な対策、③いじめ解消の判断等を推進する。

②委員会の構成

委員長	校長	事務局長	指導・保健部		
委員	道徳教育推進教諭	P T A会長	青少健会長	同窓会長	
	カウンセラー	(心理・福祉等の専門家)			